

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 4 年 10 月

デジタル給与が来春解禁へ

スマートフォンアプリなどを使うデジタルマネーによる給与振り込みが 2023 年春にも解禁されます。厚生労働省が 13 日の審議会に制度案を示し、準備を進めることが確認されました。

賃金の支払い方法は現金払いが原則で、例外として銀行口座と証券総合口座も認められています。厚労省は年内にも同法の省令を改正し、資金移動業者の口座も対象に加える見込みです。デジタルマネーとして振り込まれる給与は 1 円単位で引き出しができ、月 1 回は手数料なく ATM で受け取りができるサービスの設定も求められています。

決済アプリなどに給与から定額が振り込まれれば、残高に「チャージ」する手間が減る利点があります。外国人労働者のなかには銀行口座を開設しにくい人もいるため、外国人もデジタルマネーにより給与を受け取りやすくなります。様々なメリットがある方法であるため、今後の法整備の動向に注目し、活用をご検討ください。

最低賃金の計算方法について

前回のコンパス通信において、今月からの九州各県の最低賃金の金額についてお知らせをいたしました。ただしその最低賃金について、実際に最低賃金をクリアできているのかを正確に計算して検討しなければなりません。今回は最低賃金がクリアできているか否かを確認するための計算方法を紹介致します。

1. 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額（時間額）

2. 日給の場合

日給 \div 1 日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、日給 \geq 最低賃金額（日額）

3. 月給の場合

月給 \div 1 箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

<チェックの例>

月給 155,000 円（基本給 120,000 円、職務手当 30,000 円、通勤手当 5,000 円）で、1 箇月平均所定労働時間は 173 時間 20 分の場合

① 月給（諸手当を含む）から、最低賃金の対象とならない賃金（※1）の通勤手当や時間外手当を除きます。

$$155,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} = 150,000 \text{ 円}$$

② この金額を、1 箇月平均所定労働時間で除して時間額に換算して比較

$$150,000 \text{ 円} \div 173 \text{ 時間 } 20 \text{ 分} = 865.38 \text{ 円} (> 853 \text{ 円})$$

※最低賃金以上かとなっているかどうかを計算する場合、1 箇月平均所定労働時間で計算します。

4. 出来払制その他請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した金額 \geq 最低賃金（時間額）

5. 上記 1~4 の組み合わせの場合

例えば基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、先に紹介致しました日給の場合・月給の場合それぞれの式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

※ 1 … 【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- (5) 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

【助成金】業務改善助成金（特例コース）についてのご案内

今回は業務改善助成金について説明させていただきます。

この助成金コースの特徴は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が **30%以上減少**した場合に中小事業者様に助成を行うというものです。

① 対象となる事業主

1. 原材料費の高騰な社会的・経済的環境変化等外的要因により利益率が前年同月に比べ 5 ポイント以上低下したこと
2. 令和 3 年 7 月 16 日～令和 4 年 12 月 31 日までの間に事業内最低賃金を **30 円以上引き上げる**こと
3. 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量を示す指標が、比較対象期間より 30%以上減少していること

② 支給要件

1. 就業規則等で引き上げ後の賃金額を労働者の下限の賃金額と定めることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
2. 生産性向上等で役立つ設備投資を行い、その費用を支払うこと
(設備投資には PC, タブレット、スマホ購入も含まれます)

※対象条件も支給要件も満たしていることが必須です

③ 助成額

引き上げる労働者数が多いほど助成額も変化します。次の表をご参照ください。

助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4 / 5 920円以上：3 / 4

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

以上、省略しての説明ですが、是非ご検討ください 

お問い合わせは当法人まで